中山間地域等直接支払制度 第5期対策(令和2~6年度)の概要

- ■第4期対策からの主な変更点■
- 1. 体制整備単価(10割単価)の要件を ABC要件から「集落戦略の作成」に一本化
- 2. 棚田地域振興法(令和元年8月施行)への対応
- 3. 農業生産活動を継続する前向きな取組を支援するため、加算措置を拡充・新設
- 4. 遡及返還の対象農用地の見直し

1. 体制整備単価(10割単価)の要件を ABC要件から「集落戦略の作成」に一本化

集落戦略とは

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話合いを行いながら作成する集落全体の指針

ー集落戦略の項目ー

- ○協定農用地の将来像
- 〇協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- ○集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 〇具体的な対策に向けた検討
- 〇今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 〇農業生産活動等の継続のための支援体制

(※作成しやすいよう「○」を記入する形式を基本として、事 務負担を軽減)

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の 確保状況が把握できる地図を活用し、協定参 加者で話し合い

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農 用地を明確化

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

2. 棚田地域振興法(令和元年8月施行)への対応

これまでの地域振興8法に加えて、棚田地域振興法(令和元年8月施行)の「指定棚田地域」が対象地域に追加。

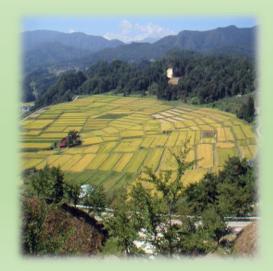
※ 8法地域外の<u>指定棚田地域における対象農用地</u>は、「指定棚田地域の 指定申請書」において<u>「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地の</u> うち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地。

【新設】 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算。

单 価:10,000円/10a

棚田の景観



山形県朝日町



茨城県常陸大宮市



長崎県長与町

3. 農業生産活動を継続する前向きな取組を 支援するため、加算措置を拡充・新設

【拡充】集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して広域化を図り、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算。

<u>単 価 : 3,000円/10a</u>

【新設】集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算。

<u>単 価 : 3,000円/10a</u>

対象活動の例:インターンシップ、営農ボランティア、

コミュニティサロンの開設等

【新設】生産性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に加算。

単 価: 3,000円/10a

対象活動の例:農産物のブランド化、機械・農作業の共同化、

農作業の省力化

※いずれも体制整備単価の協定のみ対象、定量的目標が必要

4. 遡及返還の対象農用地の見直し

農業生産活動等の継続ができなくなった場合における<u>遡及返還</u>の対象農用地が、「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。



※ 協定参加者全体で達成すべきもの(多面的機能を増進する活動、集落戦略の作成等)については、第4期対策と同様、協定農用地全体が遡及返還の対象となる。